

令和 7 年 度

健全化判断比率審査意見書

資金不足比率審査意見書

広島県監査委員



令和 8 年 9 月 3 日

広島県知事 横 田 美 香 様

広島県監査委員 森 川 家 忠

同 福 知 基 弘

同 門 前 智

同 三 田 利江子

令和 7 年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率審査意見
について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により審査に付
された令和 7 年度決算における健全化判断比率及び同法第 2 2 条第 1 項の規定に
より審査に付された令和 7 年度決算における資金不足比率について、審査意見を別
冊のとおり提出します。

目 次

令和7年度決算における健全化判断比率審査意見

1	審査の対象	1
2	審査の趣旨	1
3	審査の実施内容	1
4	審査の結果	1
5	健全化判断比率の状況	2
	(1) 実質赤字比率	
	(2) 連結実質赤字比率	
	(3) 実質公債費比率	
	(4) 将来負担比率	

令和7年度決算における資金不足比率審査意見

1	審査の対象	3
2	審査の趣旨	3
3	審査の実施内容	3
4	審査の結果	3
5	資金不足比率の状況	4

(参考資料)

健全化判断比率及び資金不足比率の対象範囲	5
健全化判断比率及び資金不足比率の概要	6

令和7年度決算における健全化判断比率審査意見

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）

2 審査の趣旨

健全化判断比率の審査に当たっては、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に従って適正に作成されているか、などの点に主眼をおき、広島県監査委員監査基準に準拠して実施した。

3 審査の実施内容

知事から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の計数を点検し、関係諸帳簿及び証拠書類等との照合確認を行うとともに、関係当局から説明を聴取するなどの方法により慎重に行った。

4 審査の結果

上記のとおり審査した限り、重要な点において、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等の趣旨に従って適正に作成されているものと認められた。

5 健全化判断比率の状況

(1) 実質赤字比率

令和7年度決算において、実質収支は8,047,953千円の黒字となっており、実質赤字額は生じていない。

区 分	令和7年度	前年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— %	— %	3.75%	5.0 %

(2) 連結実質赤字比率

令和7年度決算において、連結実質収支は25,363,461千円の黒字となっており、連結実質赤字額は生じていない。

区 分	令和7年度	前年度	早期健全化基準	財政再生基準
連結実質赤字比率	— %	— %	8.75%	15.0 %

(3) 実質公債費比率

令和7年度決算における実質公債費比率は14.8%となっており、早期健全化基準の25%と比較するとこれを下回っている。

区 分	令和7年度	前年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質公債費比率	14.8 %	14.8 %	25.0 %	35.0 %

(4) 将来負担比率

令和7年度決算における将来負担比率は179.0%となっており、早期健全化基準の400%と比較するとこれを下回っている。

区 分	令和7年度	前年度	早期健全化基準
将来負担比率	179.0 %	188.7 %	400.0 %

令和7年度決算における資金不足比率審査意見

1 審査の対象

土地造成事業会計、流域下水道事業会計及び港湾特別整備事業費特別会計の資金不足比率

2 審査の趣旨

資金不足比率の審査に当たっては、各公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に従って適正に作成されているか、などの点に主眼をおき、広島県監査委員監査基準に準拠して実施した。

3 審査の実施内容

知事から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の計数を点検し、関係諸帳簿及び証拠書類等との照合確認を行うとともに、関係当局から説明を聴取するなどの方法により慎重に行った。

4 審査の結果

上記のとおり審査した限り、重要な点において、審査に付された各公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等の趣旨に従って適正に作成されているものと認められた。

5 資金不足比率の状況

令和7年度決算において、いずれの会計も資金不足は生じていない。

区 分	令和7年度	前年度	経営健全化基準
資金不足比率（土地造成事業会計）	— %	— %	20 %
資金不足比率（流域下水道事業会計）	— %	— %	20 %
資金不足比率（港湾特別整備事業費特別会計）	— %	— %	20 %

(参考資料1)

健全化判断比率及び資金不足比率の対象範囲

一般会計等	広島県一般会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	広島県証紙等特別会計				
	広島県管理事務費特別会計				
	広島県公共用地等取得事業特別会計				
	広島県公債管理特別会計				
	広島県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計				
	地方独立行政法人広島県立病院機構 資金貸付事業等特別会計				
	広島県中小企業支援資金特別会計				
	広島県水産振興資金特別会計				
	広島県県営林事業費特別会計				
	広島県県営住宅事業費特別会計				
	広島県高等学校等奨学金特別会計				
公営事業会計	広島県国民健康保険事業費特別会計	資金不足比率			
	広島県土地造成事業会計				
	広島県流域下水道事業会計				
	広島県港湾特別整備事業費特別会計				
広域連合	広島県水道広域連合企業団				
地方公共団体等	広島県公立大学法人				
	地方独立行政法人広島県立病院機構				
	広島県道路公社、広島高速道路公社				
	広島県土地開発公社				
	広島県信用保証協会 等				

(参考資料 2)

健全化判断比率及び資金不足比率の概要

区 分	概 要
実質赤字比率 (一般会計等の実質赤字の比率)	県税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等について、歳出に対する歳入の不足額(いわゆる赤字額)を県の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。
【算定式】	
$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$	
- 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額 - 実質赤字の額 = 繰上充当額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)	

区 分	概 要
連結実質赤字比率 (全ての会計の実質赤字の比率)	県のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、県全体としての歳出に対する歳入の資金不足額を、県の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。
【算定式】	
$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$	
- 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額 - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額	

区 分	概 要
実質公債費比率 (公債費及び公債費に準じた経費の 比重を示す比率)	県の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を、県の標準財政規模を基本とした額で除したものの3か年間の平均値である。
【算定式】	
$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$	
・準元利償還金：イからホまでの合計額 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの - ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの - ホ 一時借入金の利子	

区 分	概 要
将来負担比率 (地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率)	県の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額（将来負担額）を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、県の標準財政規模を基本とした額で除したものである。
【算定式】	
$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$	
・将来負担額：イからヌまでの合計額 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの） - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額 - ト 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額 - チ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額 - リ 連結実質赤字額 - ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 ・充当可能基金額：イからチまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金	

区 分	概 要
資金不足比率 (公営企業ごとの資金不足の比率)	一般会計等の実質収支にあたる公営企業会計における資金不足について、公営企業の事業規模に対する比率を表したものである。
【算定式】 (法適用企業)	
$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額} \left[(\text{流動負債} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高} - \text{流動資産}) - \text{解消可能資金不足額} \right]}{\text{事業の規模} \left[\text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額} \right]}$	
(法非適用企業)	
$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額} \left[(\text{歳出額} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高} - \text{歳入額}) - \text{解消可能資金不足額} \right]}{\text{事業の規模} \left[\text{営業収益に相当する収入の額} - \text{受託工事収益に相当する収入の額} \right]}$	
・ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額 ・ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。 ・ 指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。 ・ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。	